

# 学校いじめ防止基本方針



令和 5 年 4 月  
蒲郡市立塩津中学校

## 蒲郡市立塩津中学校　いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることをふまえ、防止策を考えていく必要がある。この基本的な考えをもとに、全教職員が、日頃から生徒に寄り添い目をかけ声をかけることで、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、指導については、学校全体で組織的に対応していく。

塩津中学校では、「活気みなぎるさわやかな塩津中生」を合言葉に、生徒たちの自主的な活動を大切にしてきた。体育大会での縦割り三色演舞、塩中祭での部局、3年生を送る会などの実行委員会では、自分たちの力で行事を創り上げていく楽しさを実感できるよう支援してきた。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに今後も継続して取り組んでいく。こうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を定期的に開催し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核となる役割を担う。

校長、教頭、校務主任、学年生徒指導担当(生徒指導主事を含む)、養護教諭、専門的な立場からスクールカウンセラーを加えたメンバーで「いじめ・不登校対策委員会」を構成する。

#### = 「いじめ防止対策組織」の役割 =

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校評価アンケート及び学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員協議会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・生活意識アンケートや教育相談の結果から、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・校長だより、学年通信、学級通信やホームページなどを通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果などを発信する。また生徒たちの活躍した場面を数多く発信し、温かい人間関係づくりの一助とする。
  - ・必要に応じて、生徒代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)
  - ・いじめがあった場合、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の関係生徒の周辺の様子を複数の職員で見守り、継続的な指導・支援ができる体制を整える。

※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童生徒と保護者の双方と面談等により確認する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にした授業実践に努め、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・体験活動の充実を図り、生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用方法やマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校いじめ防止基本方針を生徒にも周知し、生徒会を中心として、あいさつ運動や思いやり運動等を展開する。
- カ 配慮が必要な生徒（障がい、LGBTQ、外国籍など）については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、生徒の心情等に配慮した対応を行う。学級においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進する。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 教員が生徒とかかわる中で、一人一人の心の動きを捉え、小さな変化を見逃さないようにする。
- イ 生活意識アンケート（毎月1回）や教育相談（年4回）を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。生活意識アンケートは5年間保管する。
- ウ 教師と生徒、生徒同士との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する対応

- ア 生徒の小さな変化や気になる言動等を発見した先生は、決して一人で抱え込みず、組織で対応する。
- イ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ウ けんかやふざけ合い、いじり行為であっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。
- エ 被害生徒を守り抜くことを第一に考え、情報を全職員で共有する。
- オ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や対応を行い、今後の成長を

支援する。

- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、弁護士、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や、弁護士、法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合、またはその疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

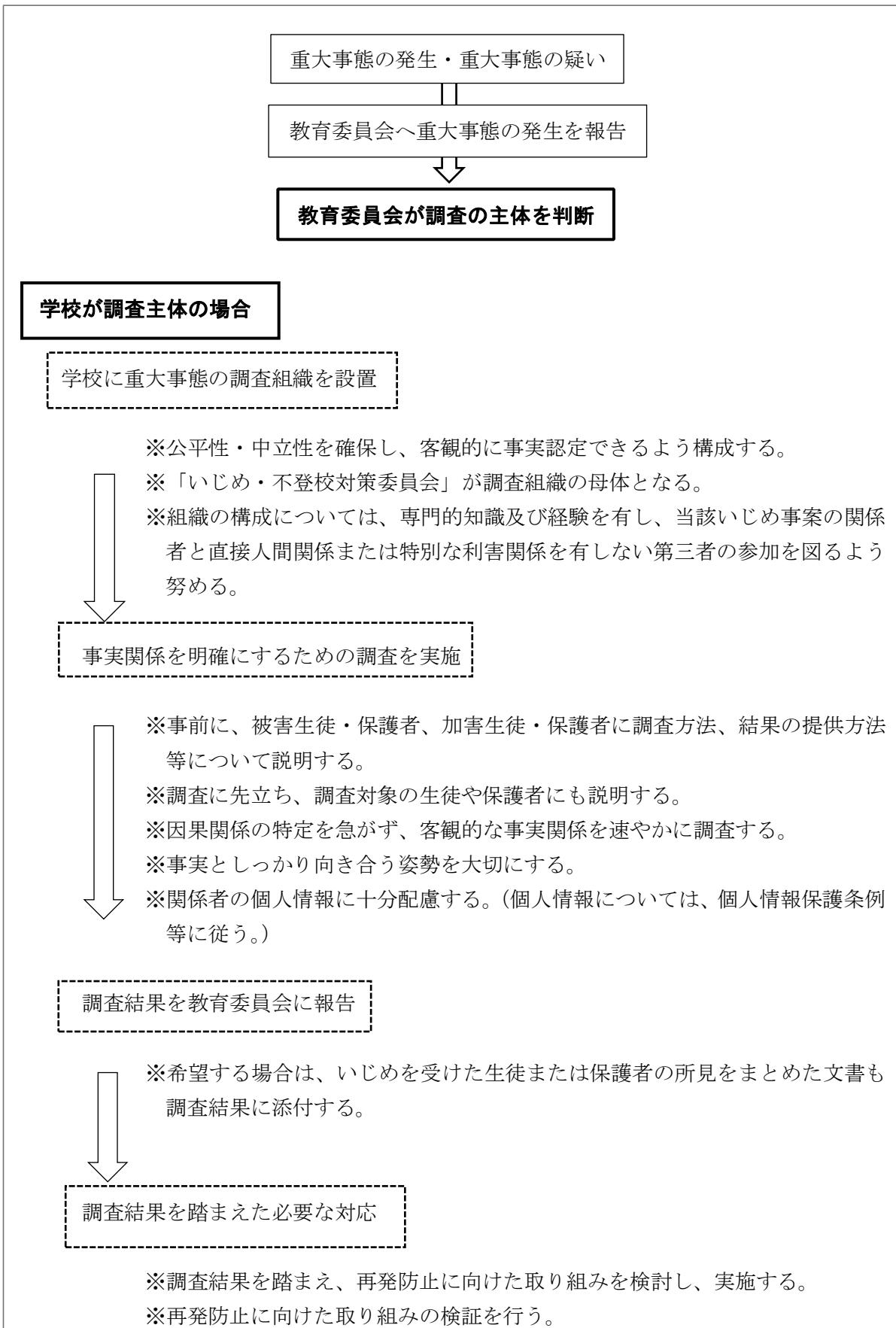
#### 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(Plan→Do→Check→Action)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員の取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年3回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

## 【重大事態の対応フロー図】



※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省」により対処する

## <蒲郡市立塩津中学校 年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4 月	P ↓ ↓ ↓ D ↓ ↓ ↓ C ↓ ↓ A ↓ ↓ P ↓ D ↓ C ↓ C ↓ A ↓ A ↓ P ~	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認  ○現職研修①「生徒理解と学級づくり」  ○自己評価  ○現職研修②「思春期の生徒との対応」  ○体育大会（縦割り）  ○部活動大会  ○塩中祭  ○人権週間  ○休業の過ごし方  ○受験期をむかえて  ○自己評価  ○学校評価結果の検証と「基本方針」の見直し  ○いじめ・不登校対策委員会（毎週1回）	○学級・学年開き ○相談室「ゆうあいルーム」やSCの生徒・保護者への周知  ○情報モラル指導  ○公共マナー ○部活動大会  ○休業の過ごし方  ○体育大会（縦割り）  ○部活動大会  ○塩中祭  ○人権週間  ○休業の過ごし方  ○受験期をむかえて  ○3年生を送る会  ○卒業式  ○集会における講話 ○道徳教育、体験活動。 総合学習の充実 ○わかる授業	○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定  ○学校保健委員会  ○小中連絡会 ○教育相談週間  ○教育相談週間  ○身体測定  ○教育相談週間  ○小中連絡会 ○教育相談週間  ○生活意識アンケート （毎月1回） ○SCによる相談 ○生活ノート  ○PTA総会・学年懇談会で「学校いじめ防止基本方針」の説明  ○健全育成協議会 ○地域ふれあい活動 ○部活動参観 ○資源回収  ○地域ふれあい活動 ○個人懇談  ○地域ふれあい活動 ○PTA校外補導  ○地域ふれあい活動 ○個人懇談（3年）  ○地域ふれあい活動 ○資源回収  ○個人懇談  ○学校評価アンケート  ○アンケートの分析  ○学年懇談（1、2年）  ○地域補導員との補導 （2ヶ月に1回）
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
通 年				

\*いじめが発生した場合、または疑いがある場合は、いじめ・不登校対策委員会など関係する職員で共通理解を図りながら速やかに対応していく。